

募集期間：2024年5月28日～6月3日

所管：内閣府 孤独・孤立対策推進室

(Web 受付フォームより提出)

2024年6月3日

## 「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画(案)」への意見

公益社団法人 日本社会福祉士会

日常の生活環境が大きく変化する中、「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画(案)」の「3. 孤独・孤立対策の基本方針(基本的な方針及び政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策)」、「(2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につながる①相談支援体制の整備(電話・SNS相談の24時間対応の推進等)②人材育成等の支援」において、各種相談支援制度の有機的な連携や各相談支援機関の対等な連携による包括的な相談支援体制の整備、並びに当事者等を取り巻く多様な人が関わりつつ専門職も強みを発揮する発展的な相談支援の体制整備を推進することが掲げられています。併せて相談支援に当たる人材の確保(就労環境の改善を含む。)、育成及び資質の向上を推進することが掲げられています。

上記の重点計画の実施においては、ソーシャルワークの専門職である社会福祉士の配置促進は、孤独・孤立対策における重層的支援体制整備事業、生活保護業務、ひきこもり支援、生活困窮者自立相談支援事業、生活福祉資金の相談窓口、自殺予防対策など、福祉分野以外も含めた多岐にわたる分野につながるネットワーク構築に重要な役割を果たします。社会福祉士は包括的かつ分野横断的な視点で、多様な困難や生活課題に対応できる専門性を持ち、地域資源を開発し地域共生社会の実現に寄与します。各相談支援の現場において、社会福祉士の配置を促進し、正規雇用を含む安定した相談体制の整備を図ることで、生活困窮者やひきこもり当事者をはじめとする孤独・孤立の問題を抱える支援を必要とするすべての人々に対し、相互に支え合い、人と人との豊かな交流が生まれる地域づくりに、より寄与できると考えます。施策を推進するにあたっては、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士の配置についてご検討をお願いします。